

# 島根県報

令和7年1月21日(火)

第 5 8 4 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

## 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 垣	え 福 礼	上課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(	]]	)	2
県営土地改良事業計画の変更	(農村	上 整 備	請課)	2
換地計画書の縦覧 (2件)	(	"	)	2
保安林予定森林(4件)	(森 村	整 備	請課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(	"	)	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の	(中 /	、企 業	美課)	7
変更の届出				
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(	"	)	8
公有水面埋立ての竣功認可	(港 湾	第空港	+ 課)	9
【公告】				
公共測量の実施 (2件)	(技 徘	f 管 理	里課)	10
公共測量の終了	(	"	)	10

# 告示

#### 島根県告示第27号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
ウェルネス薬局 大田中央店	大田市大田町大田イ194-1	令和6年12月1日
クローバー薬局 平田店	出雲市万田町678-1	令和6年12月2日

#### 島根県告示第28号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
清澄メモリアル林医院	益田市東町10-30	令和6年4月1日
ひまわり歯科	浜田市国分町1981-130	令和6年10月29日
秦クリニック	邑智郡美郷町粕渕387番地4	令和6年11月28日
秦クリニック 志学診療所	大田市三瓶町志学口367	令和6年11月28日
医療法人 山田皮膚科医院	出雲市小山町269番地4	令和6年11月29日
アイ・プラス薬局上塩冶町店	出雲市上塩冶町2663-6	令和6年10月31日
クローバー薬局 平田店	出雲市万田町531番地1	令和6年12月2日

#### 島根県告示第29号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
吉原坂折地区区画整理事業(県営農地中間	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場
管理機構関連農地整備事業)			

#### 島根県告示第30号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたの

で、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区 (元谷工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

#### 島根県告示第31号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区 (宮之谷工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

#### 島根県告示第32号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 雲南市三刀屋町上熊谷441-1、442、443、457-2、1645、1646、1647-1、1647-2
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 三刀屋町上熊谷442・443・1647-2 (以上の3筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第33号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。 令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出雲市大社町杵築北字雲見坂入口3031、字雲見谷3148、3150
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 大社町杵築北字雲見坂入口3031・字雲見谷3148・3150 (以上の3筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第34号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出雲市佐田町朝原字千田屋敷1489
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第35号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所出雲市佐田町大呂197-2、214-9、2376から2378まで、2380-3
- 2 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第36号

令和6年島根県告示第662号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町大呂1987-3	白根 シナコ
仁多郡奥出雲町大呂1991-1、1993-4、1995-36、1995-	高橋 正
46、1996 — 9、2001 — 14	
仁多郡奥出雲町大呂1991-1、1993-4、1995-46、1996-9	高橋 健太郎
仁多郡奥出雲町大呂1995-20	景山 修蔵
仁多郡奥出雲町大呂1995-21	高井 武
	白根 武
	卜部 征一郎
仁多郡奥出雲町大呂1996-12	景山 ツネ
	田村 明男
仁多郡奥出雲町大呂1996-27	宮本 倉太郎
仁多郡奥出雲町大呂1996-30	真田 弘二
仁多郡奥出雲町大呂1996-39	田村 明男
仁多郡奥出雲町大呂1996-40	鐵池 進
仁多郡奥出雲町大呂1998-12	今若 雅義
仁多郡奥出雲町大呂1998-13	景山 ヨノ
仁多郡奥出雲町大呂2001-1	北村 博

仁多郡奥出雲町大呂2001-29	白根 キク
仁多郡奥出雲町大呂2001-40、2001-60、2319-30、2319-39	石原 忠雄
仁多郡奥出雲町大呂2001内23から2001内25まで、2318-1	妹尾 泰斗
仁多郡奥出雲町大呂2006-4	宮田 睦夫
仁多郡奥出雲町大呂2284-32	部田 洋
仁多郡奥出雲町大呂2284内11、2317-14、2319-6、2319-173	佐藤 文男
仁多郡奥出雲町大呂2284内78、2319-154から2319-156まで	鬼神神社 宮司
仁多郡奥出雲町大呂2315-16、2315-19	有限会社中村生コンクリート工業 代表者
仁多郡奥出雲町大呂2315-143、2319-528	渡部 吉四郎
仁多郡奥出雲町大呂2315-186	森山 為造
	堀江 のりよ
仁多郡奥出雲町大呂2315-186、2319-230	堀江 弘敏
	堀江 勝蔵
仁多郡奥出雲町大呂2315-25	部田 芳治
仁多郡奥出雲町大呂2315-71	嵐谷 真
仁多郡奥出雲町大呂2316-15	荒井 実
	石原 富栄
仁多郡奥出雲町大呂2316-3、2319-18、2319-154から2319-	大呂神社 木山直哉
156まで	
仁多郡奥出雲町大呂2317-17	安部 良武
仁多郡奥出雲町大呂2317-33、2317-53	堀江 徳治
仁多郡奥出雲町大呂2317-51	安部 松太郎
	桜井 金次郎
	石原 忠三郎
仁多郡奥出雲町大呂2319-146	渡部 豊次郎
仁多郡奥出雲町大呂2319-149	佐伯 孫市
仁多郡奥出雲町大呂2319-15、2319-335、2319-336	野代 文雄
仁多郡奥出雲町大呂2319-26	山本 秀治
仁多郡奥出雲町大呂2319-38	野村 拓也
仁多郡奥出雲町大呂2319-43、2319-48	畑 敏恵
仁多郡奥出雲町大呂2319-45	堀江 美登
仁多郡奥出雲町大呂2319-56	御即位記念無限責任 鳥上村信用購買販賣利用
	組合
仁多郡奥出雲町大呂2319-67	神田 重雄
仁多郡奥出雲町大呂2319-230	堀江 唯三郎
仁多郡奥出雲町大呂2319内257、2319内258、2319内259	長沢 喜也
仁多郡奥出雲町大呂2319内267	浅鳴 サク
仁多郡奥出雲町大呂2319内268	安部 伴五郎
仁多郡奥出雲町大呂2319内292	渡部 岩太郎

#### 島根県告示第37号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横田蔵市 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 協同組合横田ショッピングセンター 代表理事 安郷 弘泰 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地 有限会社サンコープ雲南 代表取締役 加藤 弘志 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5

#### (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 有限会社サンコープ雲南 島根県雲南市木次町里方1088番地6

(変更後1) 有限会社サンコープ雲南 島根県雲南市木次町里方614番地1

(変更後2) 有限会社サンコープ雲南 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備	考
(有) アーム	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛		
(株) 奥出雲水産	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	植田 宏		
(株) 吉田屋	島根県仁多郡奥出雲町大馬木1851番地3	安郷 弘泰		
(有) 横田商業開発	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	安郷 弘泰		
時計メガネ宝石の諏訪	島根県仁多郡奥出雲町横田1098番地2	諏訪 好映		
(有) 小林薬局	島根県仁多郡奥出雲町横田946番地2	小林 和子		
ユーユー横田蔵市店	島根県仁多郡奥出雲町三成207	川西 由企夫		
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久		
(有) コスモ21	島根県仁多郡奥出雲町下横田136番地2	藤原 一利		
(有) サンコープ雲南	島根県雲南市木次町里方1088番地6	加藤 弘志		
(有) クオリティライフ	島根県仁多郡奥出雲町下横田136番地2	石原 直樹		

## (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(有) アーム	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛	
(株)奥出雲水産	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	植田 宏	
(株) 吉田屋	島根県仁多郡奥出雲町下横田128番地6	安郷 弘泰	平成27年5月28
			日住所変更
(有) 横田商業開発	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	安郷 弘泰	
時計メガネ宝石の諏訪	島根県仁多郡奥出雲町横田1098番地2	諏訪 好映	
(有)小林薬局	島根県仁多郡奥出雲町横田946番地2	塩月 清和	令和3年3月1

				日代表者変更、
				令和4年11月13
				日退店
ユーユー横田蔵市店	島根県仁多郡奥出雲町三成207	川西	由企夫	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市斐川町黒目1164	玉木	輝久	令和4年2月1
				日住所変更
(有) コスモ21	島根県仁多郡奥出雲町下横田100番地1	藤原	一利	令和3年5月11
				日住所変更
(有) サンコープ雲南	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5	加藤	弘志	平成27年11月30
				日住所変更
(有) クオリティライフ	島根県仁多郡奥出雲町下横田136番地2	石原	直樹	

### (4) 変更の年月日

(3)のア (変更後1) 平成25年1月24日

(3)のア (変更後2) 平成27年11月30日

(3)のイ 小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年1月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町定住産業課(仁多郡奥出雲町三成358-1)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第38号

令和6年島根県告示第548号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により隠岐の島町から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を 縦覧に供する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平の前ショッピングモール 隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番1ほか

## 2 意見の概要

店舗前の国道485号線は、西郷南中学校の通学路となっているため、関係車両等の出入りの際は、細心の注意を払い 走行すること。

3 縦覧場所

隠岐の島町役場商工観光課 (隠岐郡隠岐の島町下西78番地2)

4 縦覧期間

告示の目から1月間

#### 島根県告示第39号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、 同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 竣功認可の年月日
  - 令和7年1月14日
- 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
  - (1) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20から同1986番11及び同道に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡西ノ島町別府字14番地 四等三角点別府(北緯36度06分58秒18、東経133度02分06秒39)

- ①の地点 基点から157度31分05秒、1,471.34メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から149度25分18秒、110.07メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から239度25分39秒、59.21メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から346度43分47秒、1.43メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から344度52分51秒、20.01メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から355度00分57秒、20.14メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から344度04分47秒、15.73メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から336度35分57秒、5.32メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から338度47分39秒、11.81メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から20度54分24秒、6.79メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から307度27分21秒、8.88メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から327度09分05秒、13.22メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から38度33分00秒、8.57メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から40度13分05秒、14.19メートルの地点
- (3) 面積

4,537.05平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成30年7月3日 指令港第163号

5 縦覧場所

西ノ島町役所

# 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和7年1月10日から同年3月25日まで

3 作業地域

松江市法吉町地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出 雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和6年12月25日から令和7年3月13日まで

3 作業地域

出雲市佐田町地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年 12月27日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公 告する。

令和7年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和6年11月19日から同年12月27日まで

3 作業地域

飯石郡飯南町花栗地内